

平成25年度 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 事業計画

改正障害者基本法では、障がいの有無にかかわらず国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が謳われている。本会は公益財団法人への移行を機に、これまで以上に知的障がいのある人たちに対する国民の理解を深める活動を行うとともに、全ての障がいのある人たちが社会を構成する一員としてその尊厳が重んぜられ、あらゆる分野への参加の機会が保障され、その尊厳にふさわしい生活を送ることが可能となる社会の実現に向けて活動を行う必要がある。

本会では、これまで平成22年に策定した基本方針のもと、厚生労働省との定期的な協議による本会提言の政策への反映、知的障がいのある人たちに対する国会議員の更なる理解を深めるための働きかけ、障害者自立支援法による事業体系の課題の改善など、知的障がい福祉の向上に取り組んできたが、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行される等大きな制度の変革期において、知的障がいのある人たちを支援する本会に課せられた役割は益々重要となり、安定した福祉サービスの提供とその質の向上を図るための迅速かつ積極的な対応が求められている。

また、本会の多くの会員である社会福祉法人は、高い公共性と社会的責任を担っており、障がい福祉サービスを利用される方々への直接的なサービスにとどまらず地域福祉の拠点として様々な社会貢献・地域貢献に寄与していかなければならない。

これらの一つひとつの課題に対して、会員相互の緊密かつ有機的連携のもと、協会組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに平成25年度事業計画を定め、知的障害福祉の一層の充実を図るものとする。

I. 事業・活動の推進にあたっての具体的な取り組み

1. 政策提言・対外活動

関係団体との連携を図りながら、関係省庁との協議、及び関係議員への面会や各政党主催のヒアリング等への出席を通じて、新たな障がい福祉施策のなかで知的障害のある人にとって必要な政策の提言及び予算対策等の活動を行う。

① 障害支援区分への対応

昨年度より、厚生労働省と定期的に意見交換を行っているが、これまで本会が現行の障害程度区分の課題を整理し、知的障がい者の特性に応じたものとなるよう検討を重ねてきた内容について、新たな障害支援区分の認定に反映されるよう、引き続き厚生労働省に対して提言を行う。

② 障がいのある人たちの暮らしの場についての提言

グループホームについては、一元化後も入居している方々が安心して生活を継続できるよう、夜間支援体制の充実や報酬単価の適正化など適切な措置を講じられるよう提言を行う。

なお、障害者総合支援法の附帯決議では、『障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えつつ、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援等の在り方について、早急に検討を行う』としている。

グループホームにおいても、高齢化等に伴い外部の日中活動サービスの利用が困難となった人に対する日中支援や、医療対応が必要となった人への支援ニーズが増えてくるものと想定される。また、入所施設においては、より小規模化、かつ重度化や高齢化に対応するための機能強化や短期入所や居宅介護を併設するなどの地域福祉を支える拠点としての役割が求められる。

今後増大するニーズを整理し、どのように対応していくべきかを検討したうえで必要な提言を行う。

③ 障害者総合支援法における検討規定への対応

障害者の就労支援その他障害福祉サービスの在り方をはじめ、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方など、障害者総合支援法施行3年後を目途とする検討規定に対する提言を行う。

④ 改正児童福祉法における今後の障がい児支援の在り方についての検討

児童福祉法の改正等により、発達障がい児への対応、障がい種別の一元化、児童発達支援センター等への地域支援機能の付与、満20歳以上の在所延長規定の廃止、障害児入所施設の今後の選択等、諸課題が山積していることから、今後の障がい児支援の在り方についての必要な検討と提言を行う。また、障がい児相談支援の在り方については、事業所及び自治体の取り組みの状況を確認し、必要な検討を行う。

なお、総合的な子ども・子育て支援の推進を目指した「子ども・子育て新システム」など、一般の子育て支援に歩調を合わせるよう働きかける等、障がい児支援における社会的養護体制の充実を目指す。

⑤ 意思決定支援の在り方についての検討

障がい者の意思決定支援の在り方と成年後見制度の利用促進の在り方については、障がいが高くても必ず意思表出があり、周りの理解と支援があれば必ず意思決定が可能であるとする『意思決定支援』と、本人の判断は困難なため法が定めた後見人等が本人に代わって物事を判断する『成年後見制度』とは相反する側面を持っている。また、成年後見制度については、成年後見人を付けた場合、後見人の権利の濫用や本人の選挙権が無くなる等、基本的人権の観点からの課題も散見されることなどから、知的障がい者に成年後見制度の利用促進を図る際の相談支援との関係を含め検討を行う。

⑥ 地域主権への対応

平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画、及び平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、一昨年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、障害福祉の分野においても、指定障害福祉サービスの設備及び運営基準が都道府県の条例に委任されるなどの権限移譲が図られている。

地域主権が伸展するなかで、地方会の役割はこれまで以上に重要となる。本会としても、これまでの国を中心とした活動に加えて、各都道府県の障害施策の動向を収集し、各地方会が都道府県との折衝に資するための情報の発信を行う。

⑦ 大規模災害時の被災地支援活動の基盤強化

災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について検討を行い必要な提言を行う。

2. 公益事業活動の推進

① 知的障がい福祉に対する国民の理解の推進・知的障がい者の社会参加の促進

国民に広く知的障がい福祉についての関心と理解を深めるため、更なる広報・啓発活動に努めるとともに、我が国の将来を担う若者の障がい者に対する正しい理解と障がい福祉の輪を広げるための活動として、体験作文の募集と優秀作品の表彰を行うための事業の実施又は障害者週間行事への参画に向けた検討を行う。

さらに、将来的には障がいのある人たちの社会参加の機会が保障され、その尊厳にふさわしい生活を送ることが可能となるような社会の実現に向けて、絵画等の芸術作品の展示会や音楽・演劇活動等の発表の機会を増やすための取り組みを行う。

② 障害者虐待防止法の施行と知的障がい者の権利擁護

障害者虐待防止法の成立を契機に、本会においてもこれまで以上に障がい者に対する虐待の防止や権利擁護に向けたより一層の取り組みを行う必要があることから、本会ホームページに、障がいのある人たちの権利擁護に向けた専用ページを開設するなど、障がいのある人たちの権利擁護と虐待の根絶に向けた啓発に努める。

3. 地区・地方会との連携

会員相互の研修・研究交流、地域振興や地域間交流を展開し積極的な意見集約を図り、全国地方会長・事務局長会議等を通じ、地区・地方会相互の連携と活動の調整等、緊密かつ有機的な連携を図る。

また、地域主権による国から自治体への権限移譲が図られるなか、障がい福祉分野において、同じ制度でありながら都道府県や市町村によって大きな格差が生じることのないよう本会と地方会の連携のもと知的障がい福祉の推進を図る。

4. 部会活動

障害者総合支援法への柔軟な対応と組織の簡素化を図るため6部会に統合・再編したことにより、部会活動が活性化されるとともに、広い視野での議論が行われている。

各部会にあっては、障害者総合支援法に係る緊急課題等を検討し意見集約を行う。また、部会間にあっては、施設・事業種別を超えた共通課題への相互理解と緊密な連携により、諸課題の解決に対応する。

- ① 児童発達支援部会（障害児入所支援、障害児通所支援）
- ② 障害者支援施設部会（障害者支援施設）
- ③ 日中活動支援部会（生活介護、療養介護、自立訓練、地域活動支援センター）
- ④ 生産活動・就労支援部会（就労継続支援B型、就労継続支援A型、就労移行支援）
- ⑤ 地域支援部会（共同生活援助、共同生活介護、自立訓練（宿泊型）、福祉ホーム、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援）
- ⑥ 相談支援部会（相談支援事業、就業・生活支援センター、重度障害者包括支援）

5. 委員会活動

各委員会の活動は次のとおりとし、その他会長の諮問に応じ検討等を行うものとする。

① 政策研究部

ア. 政策委員会

各部会との連携のもと、障害者総合支援法における諸課題の解決と、今後の知的障がい福祉制度の充実に向けて具体的な検討と提言を行う。

地域主権が伸展するなかで、各都道府県の障がい福祉施策の動向を収集し、各地方会が都道府県との折衝に資するための情報の発信と必要な提言を行っていく。

イ. 調査・研究委員会

定例的な実態調査とともに、新たな政策提言に必要なデータの提供のための調査を行う。

昨年に引き続き、個別支援計画の作成のための書籍「知的障害者のためのアセスメントと個別支援計画の手引き」の改訂を行うとともに、アセスメント・個別支援計画の作成や自立支援請求などの利用者支援・業務管理システム「福祉協会 ASP」が広く活用されるよう実効性の確認と更なる改善に向けた検討を行う。

②総務部

ウ. 人権・倫理委員会

本会ホームページに、障がいのある人たちの権利擁護に向けた専用ページを開設し、障がいのある人たちへの人権擁護と虐待の根絶に向けた啓発に努める。

支援スタッフ委員会と連携し、障害者虐待防止法の理解と現場スタッフの悩みの一助となる冊子を作成する。

会員の不祥事の根絶に向けて、会員準則に基づく報告・調査・情報公開の仕組みを確立し、普及を目指す。

エ. 危機管理委員会

施設・事業所における事故防止に向けた対応やリスクマネジメント体制を強化するための『リスクマネジャー』の養成研修を実施する。

東日本大震災での経験等を踏まえ、過去に災害（地震・台風・水害その他）を経験した施設・事業所の災害対策と実際の対応等についての事例を収集するとともに、検証を行う。

オ. 支援スタッフ委員会

知的障がい者の支援に携わるスタッフの視点から、利用者支援の向上に向けた活動を行う。また、人権・倫理委員会と連携し、障害者虐待防止法の施行による現場スタッフの悩みの一助となる冊子を作成する。

併せて、地区・地方会においても本委員会を設置するよう働きかけを行い、旧支援スタッフ部会からの円滑な移行を目指す。

③事業部

カ. 編集出版企画委員会

研究指導誌「さぼ一と」の編集及び書籍の出版企画を行い、支援員等の資質向上及び国民の知的障がい福祉に対する理解の促進を図る。

キ. 人材育成・研修委員会

次のとおり通信教育の運営、施設等職員の人材育成・資質向上及び施設職員研修会等の企画・調整を行う。

- ・知的障害援助専門員養成通信教育（第 43 期）の運営
- ・知的障害援助専門員養成通信教育テキスト改訂（1 冊）
- ・知的障害福祉士認定講習会・試験の実施
- ・知的障害福祉士、知的障害援助専門員等を対象とした研修会の実施
- ・知的障害を理解するための基礎講座の実施
- ・その他協会が実施する研修会の企画等への協力

6. 社会福祉士養成所

「社会福祉士養成所」（通信課程）第 24 期生及び第 25 期生の実施。

7. 特別委員会（平成 24 年度からの継続）

障害者総合支援法による平成 26 年度からの障害支援区分の施行、及び同法の施行 3 年後の見直し規定として掲げられた支給決定の在り方の見直しに対する効果的な提言を行う。

II. 今年度の事業実施項目

1. 組織強化

- ①日本知的障害者福祉協会及び地区会・地方会の組織の充実、強化
- ②部会組織の充実、強化
- ③地区会・地方会との連携強化、全国会長・事務局長会議の開催

2. 政策提言・対外活動

- ①国家予算対策及び障害福祉関係施設・事業等の運営に関する改善の推進
- ②国会及び関係行政機関に対する政策提言及び障害福祉に関する情報の収集
- ③政策提言に向けての関係団体との連携・協力
- ④災害時の支援体制構築に向けての関係団体との連携・協力

3. 広報活動

- ①各種情報の収集・提供の推進
- ②知的障害福祉の広報・啓発活動の推進
- ③広報・機関紙「愛護ニュース」の発行、「協会だより」のメール配信
- ④協会ホームページの充実
- ⑤協会活動方針及び政策活動の会員への広報
- ⑥「発達障害福祉月間」行事への協力

4. 調査研究

- ①全国知的障害福祉関係施設・事業実態調査
- ②施設・事業種別実態調査
- ③その他各種調査・研究

5. 国際交流

- ①国際交流への協力

②海外の障がい者施策並びに支援区分等に関する情報の収集、実情分析

6. スポーツ及び文化の推進

①全国障害者スポーツ大会開催への協力

②スポーツ・文化活動の振興

7. 研修・指導

①全国知的障害関係施設長等会議の開催

②全国知的障害福祉関係職員研究大会の開催

③部会協議会の開催

④全国支援スタッフ委員会代表者会議の開催

⑤各地区会実施の施設長会議及び職員研究大会等への助成

⑥施設・事業種別関係研修会の開催

⑦研究指導誌「さぼーと」の発行

8. 施設・事業所職員養成事業

①「社会福祉士養成所（通信課程）」の運営

②「知的障害援助専門員養成通信教育事業」の実施

③「知的障害福祉士認定事業」の実施

④「知的障害を理解するための基礎講座」の実施

⑤「リスクマネジャー養成研修」の実施

⑥その他施設・事業所職員に対する養成事業の企画・実施

9. 図書・資料の刊行等

①『全国知的障害福祉関係施設・事業所名簿』の刊行

②知的障害福祉に関する図書・資料等の出版企画及び刊行

③各種調査・研究報告書の発行

10. 表彰事業

①愛護福祉賞の表彰

②知的障害福祉関係施設等永年勤続者の表彰

11. 事業所職員福利厚生事業

会員互助会「さぼーと倶楽部」の運営

12. その他必要な事業

①知的障害施設総合賠償保険の実施

②利用者支援・業務管理システム「福祉協会 ASP」の実施

③その他必要な事業